

# 公衆栄養学

—栄養政策，地域栄養活動の理論と展開—

## 追補・訂正表

法律等の改正による変更点

	改正前（下線部）	改正後
p.105 主な計画・事業（2 か所）	<u>第2次食育推進基本計画の推進</u>	第3次食育推進基本計画の推進
p.106 内閣府	<u>食育推進会議</u> <u>食育推進室</u> <u>食育基本法</u>	削除
文部科学省	学校健康教育課	健康教育・食育課
	<u>スポーツ・青少年局</u>	<u>スポーツ庁</u>
農林水産省	消費・安全政策課 表示・規格課 食品表示・規格監視室	食品安全政策課 消費者行政・食育課 <u>食育基本法</u> 消費者行政課 食品表示・規格監視室
注)	*1 農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律	*1 農林物資の規格化等に関する法律
p.107 内閣府	<u>第2次食育推進基本計画の推進</u> 食育施策の計画と推進，調査研究，食育 白書の作成 <u>消，文，厚，農，地方農政局</u>	削除
農林水産省	消費者意向の把握など <u>消，外，厚</u>	食品の危害要因調査など <u>内，消，外，厚</u>
	品質表示の設定， <u>第2次食育推進基本計画の推進</u> <u>内，文，厚</u>	飲食物品以外の品質表示の設定， 第3次食育推進基本計画の推進 <u>内，消，文，厚</u>
p.183 11～12行目	新法に移行する。施行は2年以内に政令 で定める日〔2015(平成27)年6月まで〕 であり，	新法に移行した。施行は2015(平成 27)年4月1日であった。
p.186 15行目	第2次の食育推進基本計画が実施されて いるが，	第3次の食育推進基本計画が実施されて いるが，
p.196 18～19行目	第2次は平成23年度から27年度の5 年間推進される。	第2次は平成23年度から27年度まで， 第3次は平成28年度から32年度の5 年間推進される。
下から16行目	◆2 <u>第2次食育推進基本計画</u>	◆2 第3次食育推進基本計画

	改正前（下線部）	改正後
p.196 下から 11～8 行目	重点課題として次の 3 点が掲げられた。 ①生涯にわたるライフステージに応じた 間断ない食育の推進 ②生活習慣病の予防および改善につながる 食育の推進 ③家庭における共食を通じた子どもへの 食育の推進	重点課題として次の 5 点が掲げられた。 ①若い世代を中心とした食育の推進 ②多様な暮らしに対応した食育の推進 ③健康寿命の延伸につながる食育の推進 ④食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑤食文化の継承に向けた食育の推進
p.197 表 8.11 タイトル	第 2 次食育推進基本計画の概要（平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間）	第 3 次食育推進基本計画の概要（平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間）
第 2 食育の推進の 目標に関する事項	第 2 1～15 として下記に差し替え <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第 2 食育の推進の目標に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食育に関心を持っている国民を増やす</li> <li>2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</li> <li>3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</li> <li>4. 朝食を欠食する国民を減らす</li> <li>5. 中学校における学校給食の実施率を上げる</li> <li>6. 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす</li> <li>7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</li> <li>8. 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に 気をつけた食生活を実践する国民を増やす</li> <li>9. ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす</li> <li>10. 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす</li> <li>11. 農林漁業体験を経験した国民を増やす</li> <li>12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</li> <li>13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている 国民を増やす</li> <li>14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす</li> <li>15. 推進計画を作成・実施している市町村を増やす</li> </ol> </div>	
資料)	内閣府:第 2 次食育推進基本計画 (2011)	内閣府:第 3 次食育推進基本計画 (2016)
p.198 図 8.13	第 2 次食育推進基本計画における食育の 推進に当たっての目標値と現状値	第 3 次食育推進基本計画における食育の 推進に当たっての目標値と現状値 本追補 p.3 に差し替え

目標			
	具体的な目標値	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)
1	食育に関心を持っている国民を増やす		
	①食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
	②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
	③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上
4	朝食を欠食する国民を減らす		
	④朝食を欠食する子供の割合	4.4%	0%
	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下
5	中学校における学校給食の実施率を上げる		
	⑥中学校における学校給食実施率	87.5%*	90%以上
6	学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす		
	⑦学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%*	30%以上
	⑧学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%*	80%以上
7	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上
	⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
	⑪生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上
	⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社*	100社以上
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
	⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
10	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
	⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人*	37万人以上
11	農林漁業体験を経験した国民を増やす		
	⑮農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	36.2%	40%以上
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
	⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%*	80%以上
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
	⑰地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
	⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
	⑲食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
	⑳食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
15	推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
	㉑推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

図 8.13 第3次食育推進基本計画 目標

\* 現状値は平成26年度

資料) 内閣府：第3次食育推進基本計画（2016）

本書中、下線部分に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

	<b>誤</b>	<b>正</b>
p.20 下から9行目及び脇注見出し	栄養の二重苦	栄養失調の二重苦
p.109 表 5.1 1884 (明治 17) の出来事	白米から <u>米麦の混合食</u> へ	白米からパン食へ
1886 (明治 19) の出来事	森林太郎「日本兵食論大意」著__	森林太郎「日本兵食論大意」著、主食を白米から麦混合食へ
1914 (大正 3) の出来事	、 <u>栄養学校</u>	「、栄養学校」を削除
1920 (大正 9) と 1936 (昭和 11) の間		1924 (大正 13) の出来事に、「佐伯矩が私立の栄養学校 (佐伯栄養専門学校) を設立」を追加
p.168 表 8.2		「保健所設置市・特別区 (保健所含む)」「市町村」欄の「5 社会環境の整備の促進」のうち、「●特定給食施設への指導・支援・評価」及び「●飲食店によるヘルシーメニューの提供などの促進」の業務を、市町村は行わない。
p.172 表 8.3 保健所	●母子保健： <u>養育医療</u> 、障害児療育指導、～	●母子保健の業務から「養育医療」を削除
市町村保健センター	●母子保健：母子健康手帳の交付、～未熟児訪問指導__	●母子保健：母子健康手帳の交付、～未熟児訪問指導、養育医療
p.182 図 8.8 主な実施内容	<u>内科診療</u> <u>歯科診療</u>	<u>内科診察</u> <u>歯科診察</u>
健康診査の主な目的	乳児健診の主な目的 ・問診・診察、 <u>尿検査</u> 、 <u>血液検査</u> など	乳児健診の主な目的 ・問診・診察など
p.220 図 8.25 の資料)	厚生労働省：日本の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会報告書	厚生労働省：日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会報告書
p.221 表 8.18 の資料)		
図 8.26 の資料)		

訂正・正誤等の追加情報につきましては、弊社ホームページ内にてご覧いただけます

<http://www.daiichi-shuppan.co.jp>

(2016.7 1315-9)